

旗川駐在所だより

11月号

# 旗川

佐野警察署

24-0110

旗川駐在所

23-3737

## 改正道路交通法の施行に伴う 自転車違反の防止について

令和6年11月1日に改正道路交通法が施行になり、自転車運転中のながらスマホや酒気帯び運転の罰則が整備・強化されます！！交通ルールを改めて確認し、自転車違反の防止に努めましょう！！

**自転車のスマホ・酒気帯び  
罰則強化**

**ながらスマホ**  
**酒気帯び運転**

令和6年11月1日  
**道路交通法改正**

**自転車運転中の新たな罰則**

- 携帯電話使用等 最大1年以下の懲役又は30万円以下の罰金
- 酒気帯び運転 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

警察庁・都道府県警察

**令和6年11月1日 道路交通法の改正**

**自転車の危険な運転に  
新しく罰則が整備されました**

**運転中のながらスマホ**

スマートフォンなどを手で保持して、自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為が新たに禁止され、罰則の対象となりました。  
※停止中の操作は対象外

違反者は、**6月以下の懲役又は10万円以下の罰金**

交通の危険を生じさせた場合、**1年以下の懲役又は30万円以下の罰金**

**酒気帯び運転および帮助**

自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗、自転車の提供に対して新たに罰則が整備されました。

違反者は、**3年以下の懲役又は50万円以下の罰金**

自転車の提供者は、**3年以下の懲役又は50万円以下の罰金**

酒類の提供者・同乗者は、**2年以下の懲役又は30万円以下の罰金**

「運転中のながらスマホ」、「酒気帯び運転」は自転車運転者講習制度の対象になります。

**自転車運転者講習制度**

自転車の運転に関し、交通の危険を生じさせるおそれのある一定の違反(危険行為)を反復して行った者は講習制度の対象となります。 ※受検命令違反 5万円以下の罰金

**危険行為** 信号無視、指定場所一時不停止、遮断路切立入り、安全運転義務違反、通行区分違反 など

重大事故を防ぐため、交通ルールを遵守しましょう。

## ルリちゃん安全メールを登録！

栃木県警察では、安全安心な生活を送るための情報を携帯電話などにメールで配信しています。下記のQRコードから登録できます。

